



# 海外における 営業秘密漏えい対策支援事業

— 事業概要 —



# 営業秘密とは

営業秘密とは、企業活動において、日々発生する様々な営業情報や技術情報のうち、不正競争防止法の保護対象となる情報のことを指す。

## 営業上の情報



- 顧客名簿
  - 取引先情報、取引条件・取引価格に関する情報
  - 原料原価についての情報
  - 財務情報
- など

## 技術上の情報

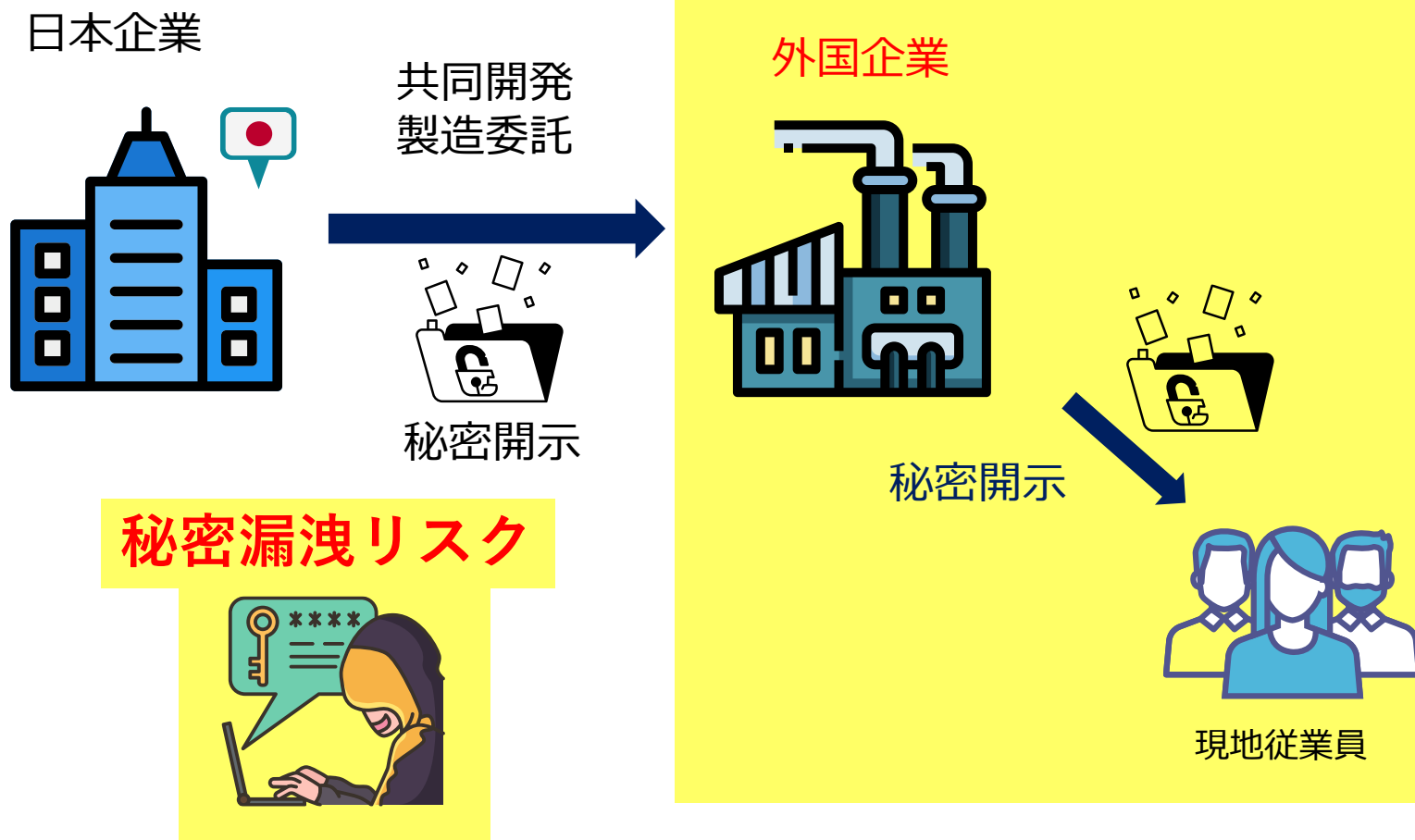


- 製品図面、金型設計図
  - 原材料の仕入れ情報、原材料の詳細な配合比率
  - 製造機械の製造元・型番、調整方法に関する情報
  - 品質管理に関する情報
- など

→ 不競法による保護をうけるためには、「営業秘密の3要件（有用性、非公知性、秘密管理性）」を満たしている必要がある。

# 海外事業展開と秘密漏えいリスク

製造拠点を海外に移転することにより、  
取引先企業を介した秘密漏洩リスクが顕在化する。



そこで、ジェトロでは、

JETRO



中国本土、タイ、ベトナム、インドネシアのいずれかに  
拠点を有する、もしくは有する予定の日本企業



または



日本企業の出資を受けている  
中国本土、タイ、ベトナム、インドネシアの現地法人



を対象に、



**営業秘密漏えい対策支援事業**



を実施しております。

- ・海外拠点の営業秘密管理体制を強化したい。
- ・海外拠点の設立を検討しており、営業秘密管理体制を整えたい。

というご要望をお持ちの方は、ぜひご検討ください。

# 支援内容は...？

## 専門家によるハンズオン個社支援！

- ・ 専門家からコンサルテーション、研修を受けられる！
- ・ 1社あたり1カ国・地域につき23時間まで利用可能！

### メニューの例

ご要望に合わせて  
カスタマイズできる！

現在の管理体制  
のアセスメント

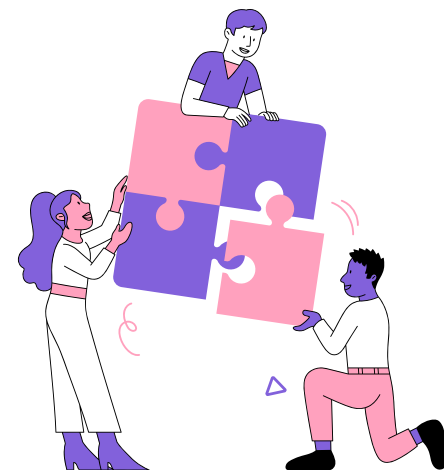
社内文書案  
の作成

管理職向けコン  
サルテーション

従業員向け社内  
研修

工場やオフィスの  
管理体制の  
チェック

フォローアップ  
面談



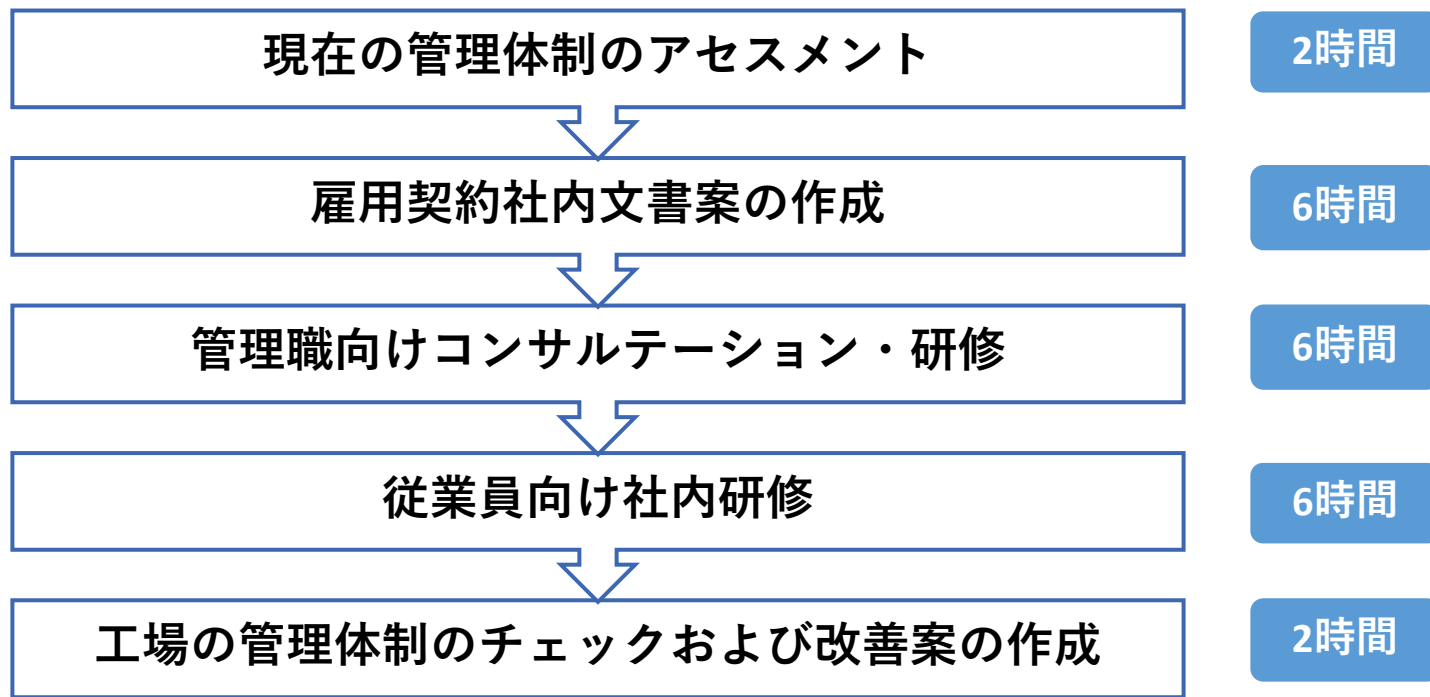
# 事業ご活用例 1



## 中国に営業拠点を持つ企業Aの「お悩み」

- ・ 営業秘密管理についての必要性は感じているが、何から取り組んでよいかわからない。
- ・ すぐに導入可能な、実践的な営業秘密保護に関する提案を受けたい。

## このようにカスタマイズいただけます！



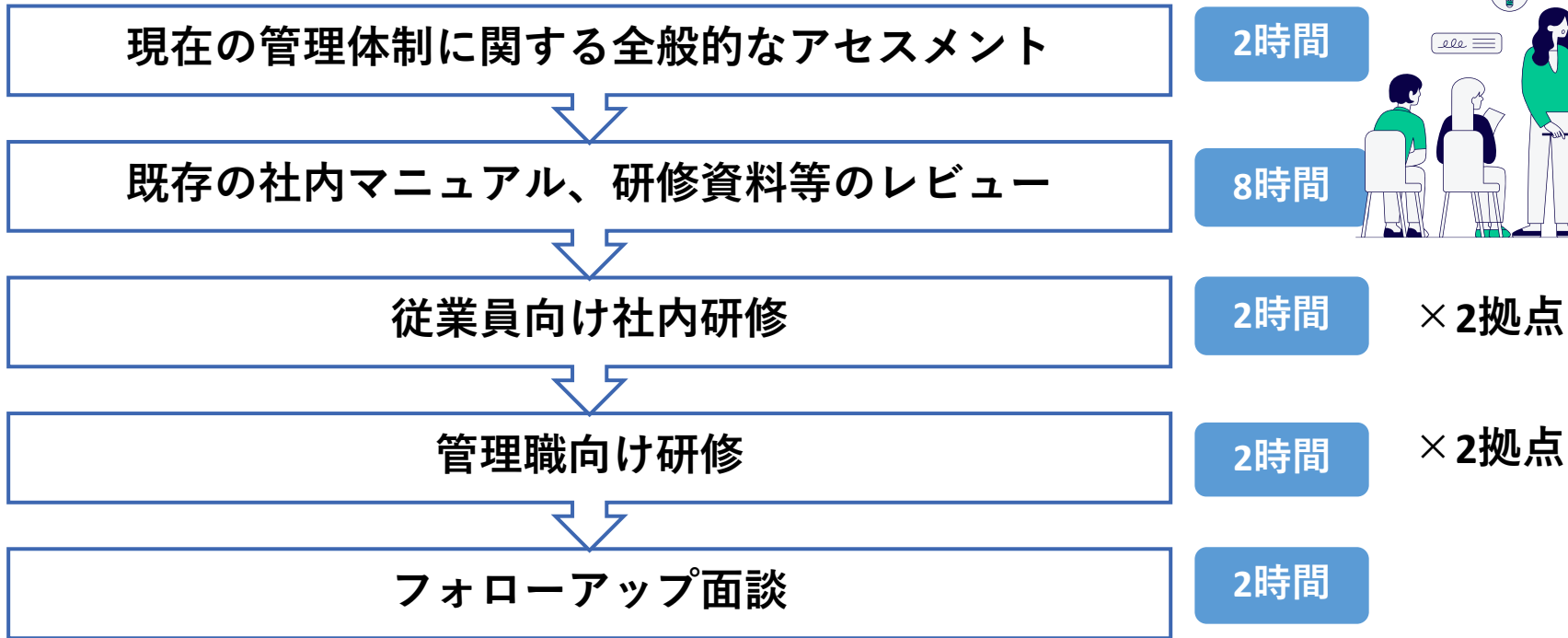
# 事業ご活用例 2

## ベトナム、タイに工場を持つ企業Bの「お悩み」



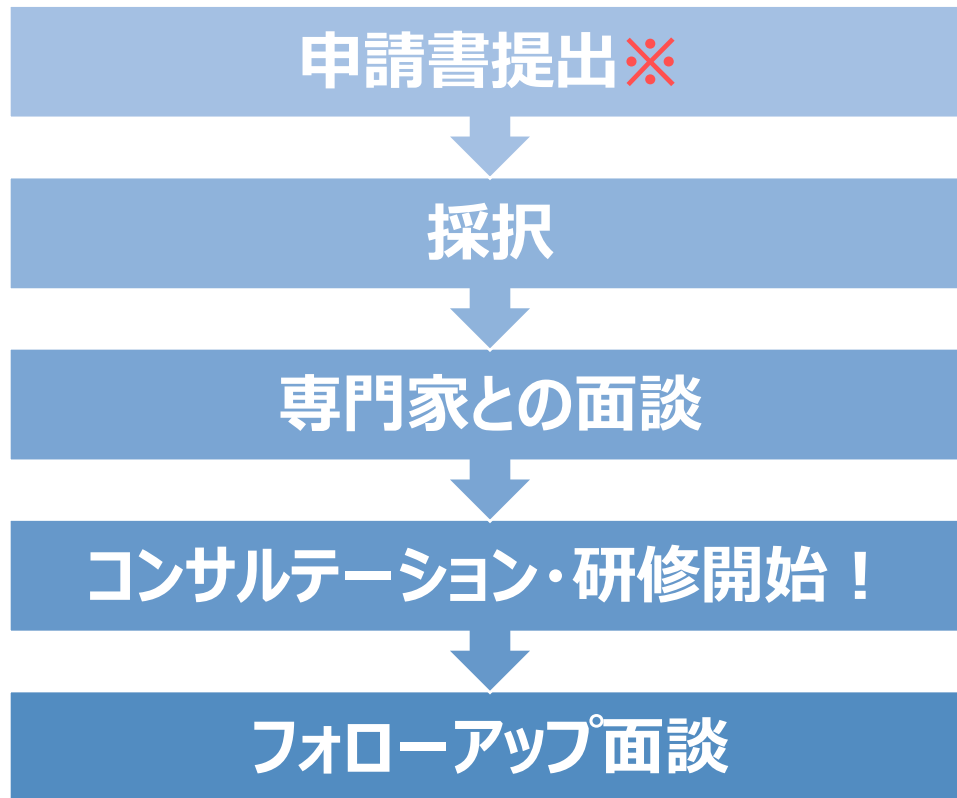
- ・ 営業秘密保護に関する体制は一通り整備しているが、抜け・漏れがないか不安。
- ・ ワーカーを含む、会社全体の営業秘密管理意識の底上げを図りたい。

## このようにカスタマイズいただけます！

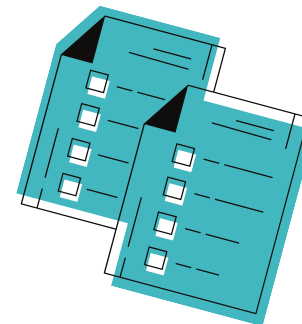


# 支援の大まかな流れ

JETRO



「保有情報リスト」と「営業秘密管理体制セルフチェックシート」を提出いただき、それをもとに専門家とじっくり相談できる！



※ 応募期間は上限（中国本土、タイ、ベトナム、インドネシアで計**15件**程度）に達するまで

## 利用者の声

営業機密文書の定義が明確になった。社内重要文書やノウハウデータ、総務、会計データなどにおいて、閲覧制限や持出しなど対象や区分が曖昧な部分が無くなった。また、社内における機密漏えい書類をリストアップし明確にした事で管理意識が高まった。



グループの数拠点で参加させて頂き、結果を本社でとりまとめ、今後のグループでの営業秘密管理基準化を進める良いきっかけになった。



ちょうど当社の機密情報管理制度の導入を検討していたタイミングでの支援で、より適切な制度を構築することができた。



THANK YOU  
SO MUCH



ジェトロ知的財産課  
Tel. 03-3582-5198  
メール : [CHIZAI@jetro.go.jp](mailto:CHIZAI@jetro.go.jp)



# 海外における 営業秘密漏えい対策支援事業

— 申請方法 —

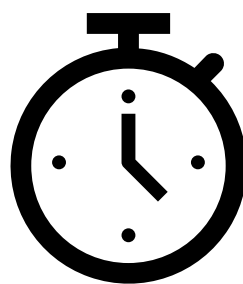


提出資料



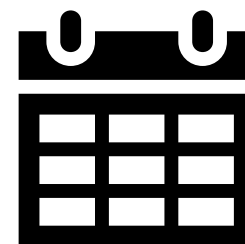
1点

記入時間の目安



15分～20分

支援期間



2027年2月5日まで

## ステップ①





ウェブサイトの「Step01 申請書提出」から、申請書をダウンロード



ポイント：利用対象国・地域によって申請書が分かれている。

### Step 01

## 申請書提出

- [申請書（中国本土）](#)  (32KB)
- [申請書（タイ）](#)  (32KB)
- [申請書（ベトナム）](#)  (32KB)
- [申請書（インドネシア）](#)  (32KB)

## ステップ②

提出が必要な資料はたったの1点！記載内容は以下のとおり。

1. 申請用紙（頭紙）

2. 申請者の概要

3. 自社の営業秘密管理体制の概要

4. 支援希望メニュー・スケジュール

5. 支援の応募条件の確認

# ステップ②

## 1. 申請用紙（頭紙）の作成

①申請書記入年月日

②事業者名

③法人代表者名

を記載の上、

④捺印

① 年 月 日

独立行政法人日本貿易振興機構  
知的資産部長殿

② 事業者名：  
③ 法人代表者名： 印 ④

2023年度 海外における営業秘密漏えい対策支援事業（中国） 応募の件

記

2023年度 海外における営業秘密漏えい対策支援事業（中国）につき、事業概要・応募要領の内容を了解のうえ、別紙のとおり申請します。

以上

別紙

1. 申請者の概要
2. 自社の営業秘密管理体制の概要
3. 支援希望メニュー・スケジュール表
4. 応募条件に関するご確認

# ステップ②

## 2. 申請者の概要

- ①日本本社の情報
- ②現地本社等の情報
- ③現在の業務内容を記載

①

②

③

1. 申請者の概要

日本本社	企業名	
	代表者名	
	住所	
		電話: FAX:
	従業員数	
	企業規模	<input type="checkbox"/> 大企業 <input type="checkbox"/> 中小企業者/小規模企業者
	ホームページアドレス	http://
中国 現地法人・駐在員事務所	担当者(※)	部署名: 氏名: 電話: メールアドレス:
	企業名	(日本語名) (中国語名)
	代表者名	
	住所	
		電話: FAX:
	従業員数	
	現地の状況	<input type="checkbox"/> 日本企業が出資した中国現地法人 <input type="checkbox"/> 現地工場 <input type="checkbox"/> 駐在員事務所
ホームページアドレス	http://	
担当者	部署名: 氏名: 電話: メールアドレス:	
現在の事業内容	業種 ( ) 事業形態 (複数選択可) <input type="checkbox"/> 研究開発 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> サービス <input type="checkbox"/> その他 ( ) 事業内容 (自由記述)	

※日本本社の担当部署名・担当者名は、中国の拠点から直接お申込みいただく際は記載不要です。

## ステップ②

### 3. 自社の営業秘密管理体制の概要

①現在の社内営業秘密  
管理体制

②営業秘密管理体制の導入  
に至った背景

2. 申請内容	
① 現在の社内営業秘密管理体制	(担当部署、担当者の有無、実際の取り組みなどを簡単にご記載ください。)
② 営業秘密管理体制・保護措置の導入を希望する背景、目的	(自社の営業秘密管理体制に関する問題意識や、今回申請に至った動機など、なるべく具体的に ご記載ください。)

# ステップ②

## 4. 支援希望メニュー・スケジュール

ご希望の支援メニューを選び、大体の実施時期や希望する時間数を記載ください。

後日、専門家との初回アセスメントで、詳細な支援日時や具体的な支援内容を相談いただけます。

3. 支援希望メニュー・スケジュール表

企業名: \_\_\_\_\_

項目	概要	希望メニュー	希望日・時期※1	実施予定日※2	時間数(参考)
1	管理方針や管理状況に関する確認、情報漏洩リスクのアセスメント※3	事前に企業から提出する保有情報リスト、営業秘密管理体制セルフチェックシートをもとに行う。	必須		2H
2	営業秘密管理体制の整備				
	(1) 社内体制の整備				
		社内ルールの作成・レビュー			2H
		情報の管理体制の整備(分割保管、アクセス可能人員の制限等)			2H
		従業員に関する制度の整備(秘密保持契約、競業禁止義務契約等)			2H
		情報セキュリティ・システム整備に関するアドバイス			1H
		製造現場の管理体制の整備			2H
	(2) 社外に関する管理体制の整備				
		外部提供情報の管理等社内体制の整備			2H
		関連会社・取引先等に関する管理体制・契約等の見直し			2H
		研究開発の委託先(共同研究会等)に関する管理体制・契約等の見直し			2H
3	専門家による研修				
		管理職および従業員向けに合同で1回			2H
		管理職、従業員向けに別で各1回ずつ、2回			2H
		理解度チェックテストの実施・採点			1H
4	フォローアップ	支援メニュー完了後、改善状況を確認	必須		~1H
5	その他	(上記にあてはまらないものがあれば具体的に記載ください)			

## ステップ②

### 5. 支援の応募条件の確認、チェック

中国の例

#### 4. 応募条件に関するご確認

←

該当する□をクリック下さい。(☑) ←

- (日本国内の法人の場合) 中国(本土)に現地法人・工場・駐在員事務所を有する、もしくは有する予定である日本企業です。 ←
- (中国(本土)の拠点の場合) 日本企業の出資を受けている中国(本土)の現地法人です。 ←
- (中国(本土)の拠点の場合) 日本企業の、中国(本土)における工場・駐在員事務所です。 ←
- 営業秘密管理体制の整備に積極的に取り組む意思があります。 ←
- 支援終了後、アンケート及びジェトロウェブサイトなどの本事業の広報に協力することに同意します。 ←

いずれかに✓

すべてに✓

※ ジェトロが主催する営業秘密保護関連のセミナーやウェブサイトでの広報にご協力をお願いする場合がございます。



## ステップ③

申請書頭紙に捺印後、PDFでJETROの下記窓口に提出！

日本貿易振興機構（JETRO） 知的財産課

担当：阿部、高野、奥本、市原

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

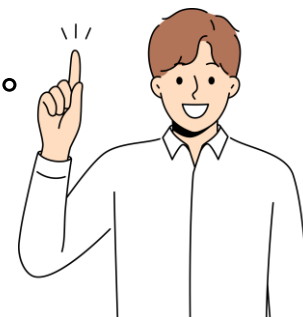
電話番号 +81-3-3582-5198

Email CHIZAI@jetro.go.jp

申請ステップはこれだけ！

あとはJETROが専門家を選定の上、申請者様へご連絡いたします。

専門家による無料のハンズオン支援をご利用ください。



THANK YOU  
SO MUCH



ジェトロ知的財産課  
Tel. 03-3582-5198  
メール : [CHIZAI@jetro.go.jp](mailto:CHIZAI@jetro.go.jp)